

日医発第 1782 号（医経）

令和 6 年 1 月 11 日

富山県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

令和 6 年能登半島地震に係る

国税の申告・納付等の期限の延長について（情報提供）

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今般、国税庁より、別添のとおり、石川県及び富山県に納税地のある方（法人を含む）について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長することが公表されました。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、必要に応じ貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・ 令和 6 年能登半島地震に国税の申告・納付等の期限の延長について
（令和 6 年 1 月 9 日 国税庁）

令和 6 年 1 月 9 日
国 税 庁

令和 6 年能登半島地震に係る
国税の申告・納付等の期限の延長について

この度の令和 6 年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、石川県及び富山県に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長する（地域指定）こととしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

石川県及び富山県に納税地のある方（法人を含む。）

2 延長される期限

令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月 10 日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

3 その他の地域に納税地のある方の期限延長

石川県・富山県以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

（注）今般の地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。